

主 文

被告人 A を懲役 3 年に、被告人 B を懲役 1 年 6 月に、被告人 C を懲役 2 年に処する。

この裁判が確定した日から、被告人 A に対し 4 年間、被告人 B 及び被告人 C に対し 3 年間、それぞれその刑の執行を猶予する。

被告人 A から、津地方検察庁で保管中の保安基準適合証 9 通（津地方検察庁令和 7 年領第 2 5 0 号符号 1、同第 2 5 8 号符号 1、同第 2 7 7 号符号 1、同第 2 7 8 号符号 1 から 4 まで、同第 2 8 4 号符号 1、2）の各虚偽記載部分を没収する。

被告人 A から 7 万 7 0 0 0 円を追徴する。

訴訟費用のうち、被告人 A の国選弁護人に関する分は同被告人の負担とし、被告人 B の国選弁護人に関する分は同被告人の負担とする。

本件公訴事実中、令和 7 年 7 月 2 9 日付け起訴状記載の公訴事実第 1（訴因変更後のもの）、同年 1 1 月 7 日付け起訴状記載の公訴事実第 1、第 3、第 5 については、被告人 B は無罪。

理 由

（罪となるべき事実）

被告人 A は、三重県鈴鹿市（住所省略）に事業場を置き、国土交通省中部運輸局長から指定自動車整備事業の指定を受けて、自動車の点検、整備及び検査等の業務を行い、自動車の継続検査に際し、保安基準適合証の作成、交付等を行う D の代表兼事業場管理責任者として業務全般を統括し、かつ、同事業場から選任された自動車検査員として、同事業場において、自動車が保安基準に適合するかどうかを検査し、その結果これに適合すると認めるときは、その証明をする業務及び前記証明に係る保安基準適合証を作成して交付するなどの業務に従事し、刑法その他の罰則の適用について法令により公務に従事する職員とみなされるもの、被告人 B 及び同 C は、前記 D において自動車整備士として稼働するものであるが、

第 1

1 被告人A、同B、同Cは、三重県鈴鹿市（住所省略）に事業場を置き、自動車の販売等を営むEの代表として同社の業務全般を統括するFと共謀の上、Gが使用する普通自動車（自動車登録番号省略）の継続検査について、同車が保安基準に適合する旨の内容虚偽の証明をして、同車に係る自動車検査証の有効期間を不正に更新させようと考え、令和7年4月15日、前記D事業場において、真実は、同車の法定の点検、整備及び検査を行わず、同車が保安基準に適合すると認めるときでないにもかかわらず、被告人Aが、行使の目的で、「次の自動車が道路運送車両の保安基準に適合していることを証明する。」等との文言が印刷された保安基準適合証用紙の「検査の年月日」欄に「7 4 15」、「自動車登録番号又は車両番号」欄に「（自動車登録番号省略）」と各記載し、「自動車検査員の氏名」欄に「A」と署名してその右横に「A」と刻した印鑑を押印するなどして、検査の結果保安基準に適合すると認めるときでないのに、これに適合する旨の証明をするとともに、内容虚偽の保安基準適合証1通（津地方検察庁令和7年領第250号符号1）を作成した上、同月18日、津市雲出長常町字六ノ割1190番地9国土交通省中部運輸局三重運輸支局において、被告人Cが、同運輸支局長宛に前記自動車の継続検査を申請するに当たり、同運輸支局職員に対し、前記内容虚偽の保安基準適合証1通を真正な内容のもののように装って、継続検査申請書等の関係書類とともに提出行使して虚偽の申立てをし、よって、その頃、情を知らない同運輸支局職員をして、国土交通省自動車局自動車情報課自動車登録管理室が管理する東京都内にある権利義務に関する公正証書の原本として用いられる電磁的記録である自動車登録ファイルに、同車が適法な継続検査を受け、同車の自動車検査証の新たな有効期間の満了する日が令和8年4月17日である旨不実の記録をさせた上、即時、同所にこれを備え付けさせて公正証書の原本としての用に供した。（令和7年12月11日付け起訴状記載の公訴事実第1）

2 被告人Aは、令和7年4月15日、自動車検査員としての職務に関し、前記

第1の1の自動車について、保安基準に適合すると認めるときでないのにその証明をするとともに、その旨の虚偽の保安基準適合証を作成するなどの職務上不正な行為をし、その報酬として供与されるものであることを知りながら、同年5月31日、前記Fから現金1万円の供与を受け、もって自己がその職務上不正な行為をしたことに関し、賄賂を収受した。（同第2）

第2

- 1 被告人A、同B、同Cは、前記Fと共謀の上、Hが使用する軽自動車（自動車登録番号省略）の継続検査について、同車が保安基準に適合する旨の内容虚偽の証明をして、同車に係る自動車検査証の有効期間を不正に更新させようと考え、令和7年4月15日、前記D事業場において、真実は、同車の法定の点検、整備及び検査を行わず、同車が保安基準に適合すると認めるときでないにもかかわらず、被告人Aが、行使の目的で、「次の自動車が道路運送車両の保安基準に適合していることを証明する。」等との文言が印刷された保安基準適合証用紙の「検査の年月日」欄に「7 4 15」、「自動車登録番号又は車両番号」欄に「（自動車登録番号省略）」と各記載し、「自動車検査員の氏名」欄に「A」と署名してその右横に「A」と刻した印鑑を押印するなどして、検査の結果保安基準に適合すると認めるときでないのに、これに適合する旨の証明をするとともに、内容虚偽の保安基準適合証1通（津地方検察庁令和7年領第258号符号1）を作成した上、同月18日、津市雲出長常町字六ノ割1190番地1軽自動車検査協会三重事務所において、被告人Cが、同協会宛に前記自動車の継続検査を申請するに当たり、同協会職員に対し、前記内容虚偽の保安基準適合証1通を真正な内容のもののように装って、継続検査申請書等の関係書類とともに提出行使して虚偽の申立てをし、よって、その頃、情を知らない同協会職員をして、軽自動車検査協会本部情報システム部が管理する東京都内にある権利義務に関する公正証書の原本として用いられる電磁的記録である自動車登録ファイルに、同車が適法な継続検査を受け、同車の自動車検査

証の新たな有効期間の満了する日が令和9年4月17日である旨不実の記録をさせた上、即時、同所にこれを備え付けさせて公正証書の原本としての用に供した。(同第3)

- 2 被告人Aは、令和7年4月15日、自動車検査員としての職務に関し、前記第2の1の自動車について、保安基準に適合すると認めるときでないのにその証明をするとともに、その旨の虚偽の保安基準適合証を作成するなどの職務上不正な行為をし、その報酬として供与されるものであることを知りながら、同年5月31日、前記Fから現金1万円の供与を受け、もって自己がその職務上不正な行為をしたことに関し、賄賂を収受した。(同第4)

第3

- 1 被告人A、同Cは、前記F、津市(住所省略)に本店を置き、自動車の販売及び修理等を営む有限会社Iの代表取締役として同社の業務全般を統括するJ及び前記有限会社Iにおいて従業員として稼働するKと共謀の上、Lが使用する普通自動車(自動車登録番号省略)の継続検査について、同車が保安基準に適合する旨の内容虚偽の証明をして、同車に係る自動車検査証の有効期間を不正に更新させようと考え、令和7年4月18日、前記D事業場において、真実は、同車の法定の点検、整備及び検査を行わず、同車が保安基準に適合すると認めるときでないのににもかかわらず、被告人Aが、行使の目的で、「次の自動車が道路運送車両の保安基準に適合していることを証明する。」等との文言が印刷された保安基準適合証用紙の「検査の年月日」欄に「7 4 18」、「自動車登録番号又は車両番号」欄に「(自動車登録番号省略)」と各記載し、「自動車検査員の氏名」欄に「A」と署名してその右横に「A」と刻した印鑑を押印するなどして、検査の結果保安基準に適合すると認めるときでないのに、これに適合する旨の証明をするとともに、内容虚偽の保安基準適合証1通(津地方検察庁令和7年領第278号符号2)を作成した上、同月22日、前記運輸支局において、被告人Cが、同運輸支局長宛に前記自動車の継続検査を申請す

るに当たり、同運輸支局職員に対し、前記内容虚偽の保安基準適合証1通を真正な内容のもののように装って、継続検査申請書等の関係書類とともに提出行使して虚偽の申立てをし、よって、その頃、情を知らない同運輸支局職員をして、国土交通省自動車局自動車情報課自動車登録管理室が管理する東京都内にある権利義務に関する公正証書の原本として用いられる電磁的記録である自動車登録ファイルに、同車が適法な継続検査を受け、同車の自動車検査証の新たな有効期間の満了する日が令和8年4月25日である旨不実の記録をさせた上、即時、同所にこれを備え付けさせて公正証書の原本としての用に供した。（令和7年11月7日付け起訴状記載の公訴事実第1）

- 2 被告人Aは、令和7年4月22日、自動車検査員としての職務に関し、前記第3の1の自動車について、保安基準に適合すると認めるときでないのにその証明をするとともに、その旨の虚偽の保安基準適合証を作成するなどの職務上不正な行為をし、その報酬として供与されるものであることを知りながら、同年5月31日、前記Fから現金1万円の供与を受け、もって自己がその職務上不正な行為をしたことに関し、賄賂を収受した。（同第2）

第4

- 1 被告人A、同Cは、前記F及び前記Kと共謀の上、前記有限会社Iが使用する普通自動車（自動車登録番号省略）の継続検査について、同車が保安基準に適合する旨の内容虚偽の証明をして、同車に係る自動車検査証の有効期間を不正に更新させようと考え、令和7年4月22日、前記D事業場において、真実は、同車の法定の点検、整備及び検査を行わず、同車が保安基準に適合すると認めるときでないのににもかかわらず、被告人Aが、行使の目的で、「次の自動車が道路運送車両の保安基準に適合していることを証明する。」等との文言が印刷された保安基準適合証用紙の「検査の年月日」欄に「7 4 22」、「自動車登録番号又は車両番号」欄に「（自動車登録番号省略）」と各記載し、「自動車検査員の氏名」欄に「A」と署名してその右横に「A」と刻した印鑑を押

印するなどして、検査の結果保安基準に適合すると認めるときでないのに、これに適合する旨の証明をするとともに、内容虚偽の保安基準適合証1通（津地方検察庁令和7年領第278号符号1）を作成した上、同月25日、前記運輸支局において、被告人Cが、同運輸支局長宛に前記自動車の継続検査を申請するに当たり、同運輸支局職員に対し、前記内容虚偽の保安基準適合証1通を真正な内容のもののように装って、継続検査申請書等の関係書類とともに提出行使して虚偽の申立てをし、よって、その頃、情を知らない同運輸支局職員をして、国土交通省自動車局自動車情報課自動車登録管理室が管理する東京都内にある権利義務に関する公正証書の原本として用いられる電磁的記録である自動車登録ファイルに、同車が適法な継続検査を受け、同車の自動車検査証の新たな有効期間の満了する日が令和8年4月24日である旨不実の記録をさせた上、即時、同所にこれを備え付けさせて公正証書の原本としての用に供した。（訴因変更後の令和7年7月29日付け起訴状記載の公訴事実第1）

- 2 被告人Aは、令和7年4月22日、自動車検査員としての職務に関し、前記第4の1の自動車について、保安基準に適合すると認めるときでないのにその証明をするとともに、その旨の虚偽の保安基準適合証を作成するなどの職務上不正な行為をし、その報酬として供与されるものであることを知りながら、同年5月31日、前記Fから現金1万円を收受し、もって自己がその職務上不正な行為をしたことに関し、賄賂を收受した。（訴因変更後の令和7年8月29日付け起訴状記載の公訴事実）

第5

- 1 被告人A、同Cは、前記F、前記J及び前記Kと共謀の上、Mが使用する普通自動車（自動車登録番号省略）の継続検査について、同車が保安基準に適合する旨の内容虚偽の証明をして、同車に係る自動車検査証の有効期間を不正に更新させようと考え、令和7年5月14日、前記D事業場において、真実は、同車の法定の点検、整備及び検査を行わず、同車が保安基準に適合すると認め

るときでないのにもかかわらず、被告人Aが、行使の目的で、「次の自動車が道路運送車両の保安基準に適合していることを証明する。」等との文言が印刷された保安基準適合証用紙の「検査の年月日」欄に「7 5 14」、「自動車登録番号又は車両番号」欄に「(自動車登録番号省略)」と各記載し、「自動車検査員の氏名」欄に「A」と署名してその右横に「A」と刻した印鑑を押印するなどして、検査の結果保安基準に適合すると認めるときでないのに、これに適合する旨の証明をするとともに、内容虚偽の保安基準適合証1通(津地方検察庁令和7年領第278号符号3)を作成した上、同月16日、前記運輸支局において、被告人Cが、同運輸支局長宛に前記自動車の継続検査を申請するに当たり、同運輸支局職員に対し、前記内容虚偽の保安基準適合証1通を真正な内容のもののように装って、継続検査申請書等の関係書類とともに提出行使して虚偽の申立てをし、よって、その頃、情を知らない同運輸支局職員をして、国土交通省自動車局自動車情報課自動車登録管理室が管理する東京都内にある権利義務に関する公正証書の原本として用いられる電磁的記録である自動車登録ファイルに、同車が適法な継続検査を受け、同車の自動車検査証の新たな有効期間の満了する日が令和9年5月18日である旨不実の記録をさせた上、即時、同所にこれを備え付けさせて公正証書の原本としての用に供した。(令和7年11月7日付け起訴状記載の公訴事実第3)

- 2 被告人Aは、令和7年5月14日、自動車検査員としての職務に関し、前記第5の1の自動車について、保安基準に適合すると認めるときでないのにその証明をするとともに、その旨の虚偽の保安基準適合証を作成するなどの職務上不正な行為をし、その報酬として供与されるものであることを知りながら、同月31日、前記Fに対し、現金1万円の供与を要求し、もって自己がその職務上不正な行為をしたことに関し、賄賂を收受することを約束した。(同第4)

第6

- 1 被告人A、同Cは、前記F、前記J及び前記Kと共謀の上、前記Lが使用す

る普通自動車（自動車登録番号省略）の継続検査について、同車が保安基準に適合する旨の内容虚偽の証明をして、同車に係る自動車検査証の有効期間を不正に更新させようと考え、令和7年5月20日、前記D事業場において、真実は、同車の法定の点検、整備及び検査を行わず、同車が保安基準に適合すると認めるときでないにもかかわらず、被告人Aが、行使の目的で、「次の自動車が道路運送車両の保安基準に適合していることを証明する。」等との文言が印刷された保安基準適合証用紙の「検査の年月日」欄に「7 5 20」、「自動車登録番号又は車両番号」欄に「（自動車登録番号省略）」と各記載し、「自動車検査員の氏名」欄に「A」と署名してその右横に「A」と刻した印鑑を押印するなどして、検査の結果保安基準に適合すると認めるときでないのに、これに適合する旨の証明をするとともに、内容虚偽の保安基準適合証1通（津地方検察庁令和7年領第278号符号4）を作成した上、同月23日、前記運輸支局において、被告人Cが、同運輸支局長宛に前記自動車の継続検査を申請するに当たり、同運輸支局職員に対し、前記内容虚偽の保安基準適合証1通を真正な内容のもののように装って、継続検査申請書等の関係書類とともに提出行使して虚偽の申立てをし、よって、その頃、情を知らない同運輸支局職員をして、国土交通省自動車局自動車情報課自動車登録管理室が管理する東京都内にある権利義務に関する公正証書の原本として用いられる電磁的記録である自動車登録ファイルに、同車が適法な継続検査を受け、同車の自動車検査証の新たな有効期間の満了する日が令和9年6月29日である旨不実の記録をさせた上、即時、同所にこれを備え付けさせて公正証書の原本としての用に供した。（令和7年11月7日付け起訴状記載の公訴事実第5）

- 2 被告人Aは、令和7年5月20日、自動車検査員としての職務に関し、前記第6の1の自動車について、保安基準に適合すると認めるときでないのにその証明をするとともに、その旨の虚偽の保安基準適合証を作成するなどの職務上不正な行為をし、その報酬として供与されるものであることを知りながら、同

月31日、前記Fに対し、現金1万円の供与を要求し、もって自己がその職務上不正な行為をしたことに関し、賄賂を収受することを約束した。(同第6)

第7

- 1 被告人A、同B、同Cは、三重県鈴鹿市(住所省略)に事業場を置き、前記中部運輸局長から自動車特定整備事業者の認証を受けて、自動車の修理及び販売等を営む有限会社Nの代表取締役として同社の業務全般を統括するO及び同社の従業員として稼働するPと共謀の上、株式会社Qが使用する普通自動車(自動車登録番号省略)の継続検査について、同車が保安基準に適合する旨の内容虚偽の証明をして、同車に係る自動車検査証の有効期間を不正に更新させようと考え、令和7年4月22日、前記D事業場において、真実は、同車の法定の点検、整備及び検査を行わず、同車が保安基準に適合すると認めるときでないにもかかわらず、被告人Aが、行使の目的で、「次の自動車が道路運送車両の保安基準に適合していることを証明する。」等との文言が印刷された保安基準適合証用紙の「検査の年月日」欄に「7 4 22」、「自動車登録番号又は車両番号」欄に「(自動車登録番号省略)」と各記載し、「自動車検査員の氏名」欄に「A」と署名してその右横に「A」と刻した印鑑を押印するなどして、検査の結果保安基準に適合すると認めるときでないのに、これに適合する旨の証明をするとともに、内容虚偽の保安基準適合証1通(津地方検察庁令和7年領第284号符号2)を作成した上、同月25日、前記運輸支局において、被告人Cが、同運輸支局長宛に前記自動車の継続検査を申請するに当たり、同運輸支局職員に対し、前記内容虚偽の保安基準適合証1通を真正な内容のもののように装って、継続検査申請書等の関係書類とともに提出行使して虚偽の申立てをし、よって、その頃、情を知らない同運輸支局職員をして、国土交通省自動車局自動車情報課自動車登録管理室が管理する東京都内にある権利義務に関する公正証書の原本として用いられる電磁的記録である自動車登録ファイルに、同車が適法な継続検査を受け、同車の自動車検査証の新たな有効期間の満

了する日が令和9年5月25日である旨不実の記録をさせた上、即時、同所にこれを備え付けさせて公正証書の原本としての用に供した。（令和7年12月11日付け起訴状記載の公訴事実第5）

- 2 被告人Aは、令和7年4月22日、自動車検査員としての職務に関し、前記第7の1の自動車について、保安基準に適合すると認めるときでないのにその証明をするとともに、その旨の虚偽の保安基準適合証を作成するなどの職務上不正な行為をし、その報酬として供与されるものであることを知りながら、同年6月16日、前記Oから、三重県鈴鹿市（住所省略）所在の株式会社R銀行S支店に開設された被告人A名義の普通預金口座に、1万円の振込入金を受け、もって自己がその職務上不正な行為をしたことに関し、賄賂を収受した。（同第6）

第8

- 1 被告人A、同B、同Cは、前記O及び前記Pと共謀の上、Tが使用する普通自動車（自動車登録番号省略）の継続検査について、同車が保安基準に適合する旨の内容虚偽の証明をして、同車に係る自動車検査証の有効期間を不正に更新させようと考え、令和7年5月15日、前記D事業場において、真実は、同車の法定の点検、整備及び検査を行わず、同車が保安基準に適合すると認めるときでないにもかかわらず、被告人Aが、行使の目的で、「次の自動車が道路運送車両の保安基準に適合していることを証明する。」等との文言が印刷された保安基準適合証用紙の「検査の年月日」欄に「7 5 15」、「自動車登録番号又は車両番号」欄に「（自動車登録番号省略）」と各記載し、「自動車検査員の氏名」欄に「A」と署名してその右横に「A」と刻した印鑑を押印するなどして、検査の結果保安基準に適合すると認めるときでないのに、これに適合する旨の証明をするとともに、内容虚偽の保安基準適合証1通（津地方検察庁令和7年領第284号符号1）を作成した上、同月16日、前記運輸支局において、被告人Cが、同運輸支局長宛に前記自動車の継続検査を申請する

に当たり、同運輸支局職員に対し、前記内容虚偽の保安基準適合証1通を真正な内容のもののように装って、継続検査申請書等の関係書類とともに提出行使して虚偽の申立てをし、よって、その頃、情を知らない同運輸支局職員をして、国土交通省自動車局自動車情報課自動車登録管理室が管理する東京都内にある権利義務に関する公正証書の原本として用いられる電磁的記録である自動車登録ファイルに、同車が適法な継続検査を受け、同車の自動車検査証の新たな有効期間の満了する日が令和9年6月8日である旨不実の記録をさせた上、即時、同所にこれを備え付けさせて公正証書の原本としての用に供した。（同第7）

- 2 被告人Aは、令和7年5月15日、自動車検査員としての職務に関し、前記第8の1の自動車について、保安基準に適合すると認めるときでないのにその証明をするとともに、その旨の虚偽の保安基準適合証を作成するなどの職務上不正な行為をし、その報酬として供与されるものであることを知りながら、同年6月16日、前記Oから、被告人A名義の前記普通預金口座に、1万円の振込入金を受け、もって自己がその職務上不正な行為をしたことに関し、賄賂を收受した。（同第8）

第9

- 1 被告人A、同B、同Cは、三重県鈴鹿市（住所省略）に事業場を置き、自動車の販売業等を営む株式会社Uの代表取締役として同社の業務全般を統括するVと共謀の上、合同会社Wが使用する小型自動車（自動車登録番号省略）の継続検査について、同車が保安基準に適合する旨の内容虚偽の証明をして、同車に係る自動車検査証の有効期間を不正に更新させようと考え、令和7年5月15日、前記D事業場において、真実は、同車の法定の点検、整備及び検査を行わず、同車が保安基準に適合すると認めるときでないのにもかかわらず、被告人Aが、行使の目的で、「次の自動車が道路運送車両の保安基準に適合していることを証明する。」等との文言が印刷された保安基準適合証用紙の「検査の年月日」欄に「7 5 15」、「自動車登録番号又は車両番号」欄に「（自

自動車登録番号省略)」と各記載し、「自動車検査員の氏名」欄に「A」と署名してその右横に「A」と刻した印鑑を押印するなどして、検査の結果保安基準に適合すると認めるときでないのに、これに適合する旨の証明をするとともに、内容虚偽の保安基準適合証1通（津地方検察庁令和7年領第277号符号1）を作成した上、同月16日、前記運輸支局において、被告人Cが、同運輸支局長宛に前記自動車の継続検査を申請するに当たり、同運輸支局職員に対し、前記内容虚偽の保安基準適合証1通を真正な内容のもののように装って、継続検査申請書等の関係書類とともに提出行使して虚偽の申立てをし、よって、その頃、情を知らない同運輸支局職員をして、国土交通省自動車局自動車情報課自動車登録管理室が管理する東京都内にある権利義務に関する公正証書の原本として用いられる電磁的記録である自動車登録ファイルに、同車が適法な継続検査を受け、同車の自動車検査証の新たな有効期間の満了する日が令和8年5月28日である旨不実の記録をさせた上、即時、同所にこれを備え付けさせて公正証書の原本としての用に供した。（訴因変更後の令和7年7月29日付け起訴状記載の公訴事実第2）

- 2 被告人Aは、令和7年5月15日、自動車検査員としての職務に関し、前記第9の1の自動車について、保安基準に適合すると認めるときでないのにその証明をするとともに、その旨の虚偽の保安基準適合証を作成するなどの職務上不正な行為をし、その報酬として供与されるものであることを知りながら、同月30日、前記Vから、被告人A名義の前記普通預金口座に、1万7000円の振込入金を受け、もって自己がその職務上不正な行為をしたことに関し、賄賂を収受した。（同第3）

（令和7年7月29日付け起訴状記載の公訴事実第1〔訴因変更後のもの〕〔罪となるべき事実第4の1〕、同年11月7日付け起訴状記載の公訴事実第1〔罪となるべき事実第3の1〕、第3〔罪となるべき事実第5の1〕、第5〔罪となるべき事実第6の1〕について被告人Bを無罪とした理由）

1 検察官は、被告人Bについて、前記各公訴事実にかかる犯行の共同正犯が成立するという。

2 関係証拠によれば、前記各公訴事実にかかる犯行は、次のとおり行われたと認められる。

被告人Aは、Fから、K（令和7年7月29日付け起訴状の公訴事実第1）又は同人とJ（同年11月7日付け起訴状の公訴事実第1、第3、第5）がFに正規の整備・点検等を行わない不正な車検（以下「不正車検」という）を依頼した車4台について、不正車検の依頼を受けた。前記車4台は、いずれも被告人Aの営むDの事業場に持ち込まれることなく、被告人Cが被告人Aの指示を受け、Fの営むEの事業場に赴いて走行距離や車台番号等を確認しただけで、被告人Aと被告人Cが指定整備記録簿に正規の整備・点検等を行った旨うその記載をし、被告人Aが保安基準適合証に保安基準に適合している旨うその記載をし、被告人Cがこれを三重運輸支局に提出し、運輸支局職員をして自動車登録ファイルに不実記録をさせた上、これを公正証書原本として供用した。

3 前記各公訴事実にかかる犯行について、被告人Bは具体的役割を担っておらず、それらの犯行が行われたとも認識していなかった。

他方、被告人Bは、被告人Aに雇われた自動車整備士として、Dにおいて、被告人Aの指示を受け、被告人A、被告人Cと共に長年にわたり不正車検を繰り返していた。被告人3名の関与の仕方は、被告人Aが、不正車検の依頼を受けた対象車ごとに、被告人B又は被告人Cに指示し、被告人B又は被告人Cが「整備実施者」として、「受入点検実施者」「自動車検査員」の被告人Aと共に、指定整備記録簿に正規の整備・検査等を行った旨うその記載をし、被告人Aがこれに基づいてうその保安基準適合証を作成し、被告人Cがうその保安基準適合証を三重運輸支局等に提出する（指定整備記録簿は提出されない）というものだった。指定整備記録簿の「主任技術者」欄には、多くの場合、被告人Aが被告人Bの印鑑を押印しており、被告人Bもこれを黙認していた。Dの業務のほとんどは不正車検で、収益のほとんどは

不正車検によるもので、被告人Bはその収益から給料の支払を受けていた。

確かに、被告人Bは、Dが業務として行っていた不正車検に長年にわたり多数回関与し、Dが不正車検によって利益をあげるのに相当の寄与をしたといえる。しかしながら、被告人Bの関与の仕方は、前記のとおり、不正車検の対象車ごとに被告人Aの指示を受け、「整備実施者」として被告人Aと共に指定整備記録簿にうその記載をするなど、従属的で限られたものだったといえる。前記各公訴事実にかかる犯行を含む被告人Bが関与しない同種行為について、被告人Bが実質的に寄与したり、被告人A、被告人Cの犯意を強めたりするといった、強い物理的、心理的影響を与えたといえるほどの事情は認められない。

前記各公訴事実にかかる犯行について、被告人Bに共同正犯は成立しない。

4 被告人Bは前記各公訴事実について犯罪の証明がないことになるから、刑事訴訟法336条により被告人Bに対し、無罪の言渡しをする。

(量刑の理由)

被告人A(国から指定を受けて自動車の継続検査を行う事業者の代表兼事業場管理責任者で自動車検査員)、被告人B、被告人C(いずれも被告人Aの下で稼働する自動車整備士)は、取引先の事業者や会社の代表者、従業員らから正規の整備や検査を行わない不正な車検(以下「不正車検」という)をする依頼を受けた車検の対象車9台について、正規の整備や検査を行わなかったのに、検査の結果保安基準に適合する旨のうその証明をするとともに、うその保安基準適合証を作成し、これを運輸支局等に提出して行使し、自動車登録ファイルに不実の記録をさせ、公正証書の原本として供用した。

不正車検を安価で数多く引き受け、作業時間や労力を省いて利益をあげようなどと考え、長年にわたり事業場の業務として繰り返した同種行為の一環として行った。常習的、職業的犯行である。車検によって自動車の安全性を確保しようとする法の趣旨を顧みず、自動車の保安基準適合性という社会生活上重要な事実を証明する公文書の社会的信用を損ねた。安易、身勝手、浅はかで、大胆、狡猾な犯行である。

被告人Aは、事業場の代表として、取引先から不正車検の依頼を受け、従業員の被告人B、被告人Cに指示して、事業場ぐるみで不正車検を繰り返し、本件一連の犯行に及んだ。自動車検査員として適正な検査の結果保安基準に適合する旨のうその証明をした上、うその保安基準適合証を作成するなどして、犯行全体を主導した。さらに、不正車検の報酬として、依頼主から「代行手数料」名目で9回にわたり合計9万7000円の賄賂を收受又は約束し、みなし公務員の職務の公正、それに対する社会の信頼を損ねた。刑責は最も重い。

被告人Bは5回にわたり、被告人Cは4回にわたり、自動車整備士として、被告人Aの指示に従い、指定整備記録簿に正規の整備や検査を行った旨の記載をするなどして不正車検に関与し、虚偽公文書作成等の犯行に積極的に協力した。さらに、被告人Cは、9回にわたり、運輸支局等に保安基準適合証を提出するなど、虚偽有印公文書行使等を実行した。いずれも関与の仕方は従属的であるが、役割は軽視できない。刑責は軽くない。被告人Cの刑責は被告人Bより重い。

他方、いずれも事実を認めて反省の態度を示している。被告人Aの收受又は約束した賄賂は比較的少額である。被告人Aは、古い罰金前科1犯があるにとどまる。公益社団法人交通遺児育英会に50万円を贖罪寄付した。被告人B、被告人Cは前科がない。被告人Aは妻が、被告人Bは姉が、被告人Cは母が、支援監督したいとの意向を示している。これらの酌むべき事情も考慮し、それぞれ主文の刑を科した上、いずれもその刑の執行を猶予するのが相当である。

(求刑 被告人Aにつき懲役3年、賄賂の没収、追徴、被告人Bにつき懲役2年、被告人Cにつき懲役2年)

令和8年3月19日

津地方裁判所刑事部

裁判長裁判官 出口博章

裁判官 小 川 結 加

裁判官 高 島 菜 緒